

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	3 災害援護資金貸付																																
支 援 の 種 類	貸付																																
支 援 の 内 容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおりです。 <table><tr><td rowspan="10">貸付限度額</td><td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td></tr><tr><td>ア 当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の半壊</td><td>270万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全壊</td><td>350万円</td></tr><tr><td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td></tr><tr><td>ア 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 住居の半壊</td><td>170万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td><td>250万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td><td>350万円</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td colspan="2">連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合、年1.5%</td></tr><tr><td>据置期間</td><td colspan="2">6年以内(特別の場合8年)</td></tr><tr><td>償還期間</td><td colspan="2">13年以内(据置期間を含む)</td></tr></table>			貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合、年1.5%		据置期間	6年以内(特別の場合8年)		償還期間	13年以内(据置期間を含む)	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																
	ア 当該負傷のみ	150万円																															
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																															
	ウ 住居の半壊	270万円																															
	エ 住居の全壊	350万円																															
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																															
	イ 住居の半壊	170万円																															
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円																															
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																															
貸付利率	連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合、年1.5%																																
据置期間	6年以内(特別の場合8年)																																
償還期間	13年以内(据置期間を含む)																																
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ②家財の被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害 ③住居が半壊又は全壊若しくは住宅の全部が滅失又は流出 ●所得制限があります。 <table><tr><td>世帯人員</td><td>市町村民税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td></tr></table>			世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																
1人	220万円																																
2人	430万円																																
3人	620万円																																
4人	730万円																																
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																																
お 問 合 せ 先	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264																																